

Title	郷里制と村
Sub Title	The relations between the native village (mura 村) and the village system (Gorisei 郷里制) in the ancient Japan
Author	村山, 光一(Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.2 (1961. 12) ,p.85(205)- 114(234)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19611200-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19611200-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 郷里制と村

## 村山光一

### 序

五十戸一里制は、大化改新後全國的に實施された村落制度であることはいうまでもないが、この里制（後一時郷里制となる）が、當時の自然村落と、どのように關係したかということについては、周知の如く、石母田正、清水三男、岸俊夫氏等の諸説<sup>(1)</sup>があつて、未だ學者の見解は統一されていない状態である。私自身も嘗て、この問題をとりあげて、里制は原則として機械的に實施されたこと、しかし「戸令爲里條」には例外規定があることから、その實施に當つては、從來の自然村落を破壊してまで强行したとは思われず、自然村落はそのまま、或はいくつか包括されて、里制に組入られられたと推定した。<sup>(2)</sup>また別に、五十戸未満の戸集團と考えられる余戸についても考察し、それは單なる割り余りのばらばらな戸の集合體ではなく、そこには自然村落がそのまま生かされているというふうに考えてみた。<sup>(3)</sup>

しかし舊稿においては、里制と自然村落との關係についての、具體的な論證は、あまりなされていないのである。

そこでこゝでは、當代の文献にあらわれる村（これは自然村落を意味するものと思われる）が、どういう意味に使用されているか、そしてそれが、郷里制とどのように關係しているかという事を考察してみたいと思う。

當時の文献、即ち古事記、日本書紀以下の六國史、風土記、日本靈異記、新選姓氏錄、正倉院文書等に村といふ名稱がしばしば現われてくるが、この村については、從來ただ自然村落を意味しており、その規模は概して小さく、里の中にいくつか包括されているというふうに漠然と考えられる傾向があった。

しかしながら、かなり以前に、清水三男氏は、「莊園文書に現れた村」という論文において、自然村落とは全く性質の異なる私領地としての村があるという事を指摘されていた<sup>(4)</sup>。近くは、直木孝次郎氏が、例えば「下總國結城郡小鹽鄉小嶋村」というように、郷の下級の區域を示す村が、奈良時代後半になって現わってくる事實に注目されて、當時村が「單に土地區劃の名稱ではなく、行政單位として半公的に認められる場合」があったと主張され、またついで八木充氏は、直木氏が指摘された、郷の下級の區域を示す村の用例に同じく注目され、このような表現は、村が里と地理的に別在していて、しかも里に所屬する、いはば未編戸村落というべきものであると論ぜられた<sup>(5)</sup>。

さて、そうなると、この村といふ語の意味するところのものは、そう單純なものではなきそうである。

そこで私は、清水氏の所謂莊園文書に現れる村については別稿で改めて論ずるとして、こゝでは、普通の自然村落と八木氏の提唱された未編戸村落を中心に検討し、同時に周邊の問題をも併せ考えながら、私なりに一應の整理をしてみたいと思う。

### 一、普通の自然村落

私の蒐集した村の史料に最も多く登場してくるのは、矢張り普通の自然村落である。そこでまずこのような普通の村を取り上げて検討しよう。

常陸國風土記久慈郡山田里の條を讀むと、

山田里……(中略)……其里大伴村 有涯 土色黃也 云々

という表現を見る。これはいうまでもなく、山田里の中に大伴村が存在していることを示している。このような村の記

載方法は、その他多珂郡道前里條の

其道前里 鮑田村 古老日 云々

にもみえ、また丹後國風土記の

丹後國風土記曰 與謝郡 日置里 此里有筒川村 云々

にもみられる。また、三代實錄元慶三年九月四日條の記事の中にも

正範等檢舊記云 吉蘇小吉蘇兩村 是惠奈郡 繪上鄉之地也 云々

とあって、吉蘇村と小吉蘇村の二村が繪上鄉に屬していたことがしられるのである。

かくて村の規模は、一般的に、里よりも小さく、村は行政的には里に屬していると、一應考えることが出来るであろう。

つぎに以上のこと念頭においたうえで續日本紀から三代實錄までに記載された村の數をしらべてみると、全部で十三件——邊境地帶である陸奥、出羽及び太隅、薩摩地方の村は除外する——を數えることができるのであるが、それらの村々を倭名鈔の郷と照合してゆくと、村名と郷名の一致するものは、僅かに七件にすぎず、他の二十六村は、郷名と一致していない。これは要するに、大部分の村が、郷より小規模の単位であることを暗示しているといえるのではなかろうか。<sup>(6)</sup>

さらにまた、これらの村の中には、村が郷よりも下級の単位であることを、直接示す例がいくつある。即ち

下總國結城郡小鹽郷小嶋村（神護景雲二・八・八庚申條）

常陸國新治郡川曲郷受津村（〃〃）

山城國愛宕郡鳥部郷榛原村（仁和三・五・一六 己丑條）

等がそれである。

かくて、これらの自然村落の規模は、通説の如く、一般的には、里よりも小さく、里に包括されていると考えてよいであろう。

ところで、右の例の如き某郷某村という記載の仕方は、單に六國史のみならず、その他の文献史料にも散見する。例えば、日本靈異記下巻第十六の文中に「越前國加賀郡大野郷畝田村」というのがある。

ところが、この文の始めの部分には、また「加賀郡畝田村」と記されて、郷名が省略されているのは興味深い。當時の村の表現方法は、一般的には、某郡某郷某村という場合よりも、某郡某村という方がずっと多いのであるが、この靈異記の記載例から、それは、正式には某郷某村と記すべきところを、特にその必要もなく、また間違いのおこる恐れのない爲に郷名を省いたものと推定することが出来るであろう。かくて、某郷某村の場合も、某郡某村の場合も、そこに記された村の實態は、何ら異なるところがないと考えられる。

某郷某村の記載例で、なお興味ある例をもう一つあげよう。それは平安遺文卷一（一六四）所收の「近江國犬上郡田鹿郷田鹿村」とある村である。

これは田鹿村が、田鹿郷よりも規模小さく、そこに包括されていることを意味していることは勿論であるが、同時に

それは、田鹿郷が、田鹿村以外の村を含んでいることをも暗示しているといえないであろうか。もし田鹿郷が、田鹿村と全く同一のものであるならば、この地を示すには、田鹿郷という公的な名稱だけでことたりるはづである。それをこそさらにこのように表現したのは、田鹿村の所在地が、田鹿郷の郷域と重複せず、その一部分であることを物語つてゐると思はれるからである。

もしこのような推定が許されるとすれば、六國史の、倭名鈔の郷名と一致する七箇村の場合も、その規模がまた郷域と一致すると速断することは危険であつて、まづこの田鹿村の如きものであると考えるべきであろう。

以上、當時の多くの村は、里よりも小さく、そのいくつかが里に包括されていると考えたのであるが、その具體的な状態は、播磨國風土記から充分に推察することが出来るであろう。

例えは宍禾郡石作里である。この里は、はじめ伊和村といつたが、石作首等が居住しているので、庚午の年に石作里と改めたあるが、そこには、なお伊和村が殘存しており、さらに倭名鈔（高山寺本）によれば、伊和村は、その後石作里から獨立して、伊和郷となつていることが知られるのである。かくて、石作里は、この時代には、少なくとも石作首等の居住する村と伊和村の二村よりなつていたと考えることが出来よう。

その他、筋磨郡小川里は、その里域内に高瀬村、豊國村を含み、同郡枚野里は、新羅訓村を含んでいる等々である。

しかし、ここで注意すべきは、一般に村の規模は郷よりも小さかつたといつても、もともと村の規模に、一定の規格があるわけではないから、なかには、郷に匹敵する大村もあつたことは充分想像される。例えは、續日本紀寶龜三年四月庚午條に、坂上大忌寸苅田麻呂の奏言の記事があり、その中に高市郡檜前村という村がでてくるが、こゝは倭名鈔の大和國高市郡檜前郷と同一名稱の地である。ところで、この奏言を讀むと、檜前村を含む高市郡一帶は、阿直使主の子

孫である檜前忌寸と、阿直使主の率いてきた「十七縣人夫」の子孫が、「地に満ちて」居住し、他姓者は十人中一人二人であるといつてゐるのである。そこには、多少の誇張が感ぜられなくもないが、まづ事實に近いものと認めてよいであろうから、この檜前村は、即ち檜前郷と一致すると考えて差支えないであろう。

さて、村の規模についての考察はこのくらいに止め、次に、先程問題にした某郷某村という呼稱について、既述の如く、直木孝次郎氏の新しい解釋があるので、以下氏の説を中心にしてこの問題にふれてみたい。

直木氏は、「郷里制が廢止され、郷が最少の行政區劃となつたにも拘らず、更にその下にこのように何々村の稱が附加されるのは、郷の中に含まれる自然村落が何々村としてかなり強い結合力をもち、實際上無視できない存在となつていたからではなかろうか。」といはれ、つづいて「村は單に土地區劃の名稱ではなく、行政單位として半公的に認められる場合があつた……」と主張されるのであるが、私も後述の如く村がこのようない半公的な役割を果してゐることを充分認めることが出来ると思うので、直木氏の説に賛成したい。従つて、某郷某村の記載例について、それは村が郷に包括されていることを直接明示している例であると述べたが、ここで、それは同時に、その村々が、里の下部機構である半公的に認められていることを示しておこう。

しかし、直木氏は、某郷某村の場合について、右の如く主張されたが、それでは、當代の史料に普通にみられる某郡某村、或は、例は少ないが、某國某村という場合の村はどう考えるべきであろうか。氏は、それについては何もいつてはおられないが、矢張り、これら普通の村々も、某郷某村の場合と同じく、半公的に認められていたのではなかろうか。何故ならば、既に引用した、續日本紀以下三代實錄にいたる正史に記載された村の大部分が某郡某村という表現をとつてゐる事實が、かかる推定を支持すると考えられるからであり、さらにそれらのなかで、

詔曰、朕將行幸近江國甲賀郡紫香樂村……

(天平一四年八月丁丑條)

勅、在大和國添上郡隅山村贈太政大臣正一位藤原朝臣墓地……

(弘仁四年一二月癸巳條)

越中國介從五位下興世朝臣高世等奏稱、去六月廿八日慶雲見新川郡若佐野村……  
の如く、詔、勅、國司の奏文中に村が記されていて、それらの村が單なる民間の慣習的な呼稱であると片附けることが出來ないからである。

従つて私は、某郷某村の場合のみでなく、少なくとも當時の公文書や正史に記載された村は、すべて半公的に認められたものというふうに解釋しておきたいと思う。

しかし、當時の村の多くが、里の下部機構として半公的に認められた行政單位であったとする、それは當然、大化前代の村を無視して、國郡里制を實施した當初の意圖と相反する結果になってしまったといわざるを得ないであろう。

それでは、そのような矛盾は、どのようにして生じたのであらうか。おそらく、それは郷里制の實施及び廢止と密接な關係があると思われる。

そもそも里制から郷里制への改革は、岸俊夫氏のいわれるよう、律令體制下の地方政府の機能を充分にあげるために、里内にもう一つの行政單位としての「里」(以下こざとの場合を「里」と記して、普通の里制の里と區別したい)をおき、從來の里を郷に改めたものである。この際、新たなる「里」は唐制を参考にして、五十戸一里を二分乃至三分して設定されているので、岸氏は「里」は法的擬制であると考えられ、その實施に當つては、自然村落は無視されたと、主張されているのである。<sup>(8)</sup>

しかし岸氏の「里」設定の事情についての解釋には、多少問題がある。というのは、既にあきらかな如く、里(後の

郷)の中には自然村落である村が若干箇含まれており、一方その里を二分乃至三分して新に「里」を設定したのであるから、どうしても、この「里」の設置に當つては、從來からある里域内の村に牽引される場合が生じることが予想されるのであって、ただ一概に、「里」は自然村落を無視して設定されたと考えることはどうであろうか。

出雲國大稅賑給歴名帳によれば、出雲郡および神門郡内に廿四の「里」を數えることが出来るが、これを出雲國風土記所載の神社名と照合してみると、兩者の名稱の一一致するもの次の七例をあげることができる。

出雲郡建部郷波如里  
波禰社

" 河内郷伊美里  
伊自美社

" 杵築郷因佐里  
伊奈佐乃社

神門郡朝山郷加夜里  
加夜社

" 古志郷小田里  
小田社

" 滑狭郷阿禰里  
阿如社

" 多伎郷國村里  
國村社

さて、この七例は合計廿四「里」の三分の一にすぎない。岸氏はこの事實に基づいて、「里」は法的擬制であることの傍證とされたのであるが<sup>(9)</sup>、しかし、一方、この事實から、機械的に設定された筈の「里」が、全く自然村落と無關係なのではなく、逆に、どうしても現存する村に牽引されざるを得ない一面があることもたしかめうるのである。私はむしろ、この「里」が村に牽引される場合が實際に出てきていることを重視したいと思う。即ち、「里」の設定に當り、或る場合には、村に關係なくつくられ、また或る場合には、從來の自然村落が「里」に生かされるという事は當然、地

方行政の機能をより充實させたいという當局者の當初の意圖に反して、却つて地方政治を混亂させる結果を招くことが予想されるからである。

例えば出雲國風土記秋鹿郡の冒頭の條を見ると、

秋鹿郡

合鄉 肆里十二 神戸壹

惠曇鄉 本字惠伴

多太鄉 今依レ前用

大野鄉 今依レ前用

伊農鄉 本字伊努 以上肆鄉別里參

神戸里

の如く、郷里制が實施されて既に十八年を経過しているに拘らず、「里」の名は全く記載されず、また本文中、郷以下の単位を示す場合にも「里」名は使はれず、かえって

(秋鹿郡)

佐太川 源有レ二 東水源鳴根郡所レ謂多久川是  
也西水源出ニ秋鹿郡渡村一

(楯縫郡)

神名樋山 ……古老傳云 阿遲須枳高日子命之后 天御梶日女命 來ニ坐多久村一……

の如く、すべて自然村落である村であらはしているが、これらの記載様式からわれわれは、「里」制と村の併存に伴な

う現地の困惑の一端を伺うことが出来るのではなかろうか。

要するに、嘗て五十戸一里制が實施された際には、里の規模が村を上廻り、しかも里の編成に當つては、なるべく村を破壊しないようにつとめた爲に、たいした混亂がおこらなかつたが、郷里制へ再編成がおこなわれると、新たなる「里」は、その性質上、郷の如き柔軟性を欠いているにも拘らず、その規模の類似性から、既存の村に牽引される場合が生じ、結局同じ郡において、或る「里」名は村と關係なく、また或る「里」は既存の村名を稱するということになつて、地名呼稱が著しく複雜となり、村民は勿論、郡司、國司まで煩瑣に堪えない状態をひきおこしてしまつたと考えられる。

これは人々の日常生活に密着する問題であるだけに、現地の反発も大きかつたと思われるのであつて、私は、郷里制を僅か廿五年で廢止せざるを得なくなつた原因の一端は、案外右の如き點にあるのではないかと思うのである。

はたしてそうであるとすれば、律令國家の當局者は、「里」制を廢止せざるを得なくなつた時、改めて、傳統的な地縁的結合體としての村の強固な存在を認識させられたことであろう。しかも郷以下の行政単位である「里」を廢止してしまつた以上、地方行政をより徹底し、民衆の生活をより具體的に掌握するためには、もはや、この自然村落をそのまま認め、利用する以外に方法はないではないか。

かくて、特に郷里制廢止以後において、村は郷より下級の行政単位として、嘗ての「里」の役割をも代行し、半公的な性格を帶びていつたものと思われるるのである。

## 二、未編戸村落

前項では、奈良時代の文献に姿を現わす村の大部分は、普通の自然村落であつて、それらの村は、村民の地縁的結合體であり、また彼等の生活の場であつたから、律令國家としても、里（即ち郷）の下の行政単位である「里」を一度は設置しても短期間で廢止せざるを得ず、結局、以後は村を半公的に認めていたというふうに考えたのである。

ところが、こゝに以上の村と本質的な違いはないが、郡や里に對する所屬關係の性質を異にする一群の村が存在する。それは八木充氏が提唱された未編戸村落である。氏はこの時代の村の史料を蒐集された結果、村に關する特徵として（一）村が避地に位置したと考えられる例が少なくないこと、（二）村の記載について、里の下級區域に相當する表現方法をとっていることを指摘され、ついで、このような村の、里に對する所屬關係の性質を問題とし、例として播磨國風土記における村の記載様式をとり上げ、それを通説のごとく、里の下級單位として里に含まれているというふうには考えられず、これらの村は里と地理的に別在したこと、しかもなお村は里に附屬する關係を示しているとし、結局このような村は、里外にあって、いまだ特定戸數で編成されない自然村落であつて、それは未編戸村落と呼ぶべきものであるとされた。さらに、氏はこの未編戸村落に關する法規定としては戸令爲里條の後段「若山谷阻險地遠人稀之處 隨便量置」が該當し、その具體的な處置は、その古記および義解以下の諸見解、即ち

〈古記〉 隨便量置、謂廿五戸以上、但不足廿五戸以上者、不置長、以保長催駆耳

〈義解〉 若滿十戸者、依上法立別里、苦不滿者令伍相保、附於大村也

によつて實施されたとされ、この古記の廿五戸以下と義解その他の十戸以下の場合（このちがいは、それぞれの注釋の

成立した時代の里編成の實態を反映している) 未編戸村落として殘されたと論じられたのである。<sup>10)</sup>

八木氏のこの未編戸村落説は、奈良時代の村を、新たなる角度から論じたものとして、注目すべき見解であるといえよう。確かに、例えば出雲國、播磨國兩風土記から確かめうる里制施行の時期<sup>11)</sup>、及び六國史の、陸奥・出羽・大隅・薩摩諸國における建郡の記事等を通して、われわれは、里制の實施が全國劃一的なものではなく、特に大寶二年以前は、施行の條件の整ったものから順次實施していったらしいことを推定できるから、このような場合には、どうしても各方面に、里に編成されざる村が實際に殘存していることを想定せざるを得ないであろう。

また全國的に里制が施行された後においても、例えば時代は大分下るが、東大寺領黒田莊に屬する築瀬村は黒田杣人の出作の地で、杣人が耕作に通うに不便であったので、この地に田屋をつくったのが梁瀬村の成立する基であったといわれているが、<sup>12)</sup>このような新聞の村の出現は各地において絶えずおこったにちがいないのであるから、里制實施以後においても未編戸村落の存在は依然として予想されるのである。

以上の如き理由から、八木氏の未編戸村落説は充分支持し得るものであると思う。

しかし、八木氏の所説には、多少の疑問がなくはない。まず氏は未編戸村落は必ず里に附屬していると考えられているようであるが、果して左様であろうか。

「戸令爲里條」後段についての諸法家の註釋をもう一度考えてみたい。養老令の註釋である義解、跡説は、いずれも十戸以内の場合は大里に附するといつてゐるから、そのような村は明らかに里に附屬しているといえよう。しかるに大寶令の註釋である古記には、「不足廿五戸以上者、不置長、以保長催駆耳」とあって、廿五戸以内の場合に未編戸村落として残し、その際、保長をして里長の役割を代行せしめたことは認めうるが、その村を里に附屬せしめたかどうかに

ついては、古記はなにも物語ってはいないのである。従つて、それは里に附屬していたのであると推定することも不可能ではないが、私は後述の備後國葦田郡甲奴村の例もあるので、これらの村は、里に附屬したのではなく、郡に所屬している、いわば準里（郷）村落とでもいうべきものであったと考へたい。

但し、廿五戸以内といつても、特に十戸未満の場合は、準里村落として獨立していたかどうかは問題である。この場合は——大寶令施行時においても、十戸以内の「山谷阻險」の村はかなり存在したことであろう——義解の説のごとく結保して、附近の里に附屬せしめたのではなかろうか。これについて参考となるのは「戸令爲里條」前段について古記が「若有六十戸者、爲二分、各以卅戸爲里也」といつていることである。即ち五十戸以上の大村の場合は、兎に角、五十九戸までは一里とすることが認められているのであるから、この場合の十戸未満の剩戸は、いうまでもなく元の里に附屬しているわけである。

今その實例を示せば、大寶二年美濃國賀毛郡埴生里の戸籍は、その好例というべきであつて、この里は、最近の調査によれば、五十八戸で構成された所謂大村里であり、また、五保の制が採用されており、とくに最後の保は八戸で一保を結んでいることが明らかにされているのである。<sup>(15)</sup>

このような點から類推して、私は十戸未満の「山谷阻險」の村についても、この處置が適用されて、附近の里に附屬せしめられる可能性が充分にあつたと思うのである。

さて以上の觀點に基づいて、未編戸村落の、所屬關係を整理してみると、大寶令のもとでは、廿五戸以下の「山谷阻險」の村は、郡に所屬した准里村落となり、ただそのうち十戸未満の場合に限つて附近の里に所屬せしめられ、一方、養老令のもとでは、義解の説のごとく、すべて里に附屬していたと考えることができよう。

八木氏の所説について今一つ問題としたいのは、氏が未編戸村落の實例としてあげられた播磨國風土記記載の村の取扱い方である。氏は同風土記宍粟郡比治里條の記載様式、即ち

比治里 中<sup>土上</sup>

宇波良村

比良美村

川音村

庭音村

奪谷

稻春岑

を取上げて、從來、この記載方式は、宇波良村等、四村が比治里に含まれている事を示すと考えられてきたのに對し、氏は、これらの村がそれ以外の地名標目即ち自然地帶と同列に扱われていて、少しも重視されないことから、村は他の山川藪澤と同じく里と別個の地域を占めている事の證左であるとし、そこから風土記の村の實態は里の外部にあって、しかも里に對し何らかの所屬關係を形成する自然村落であると結論されたわけである。

しかしこれらの村は果して八木氏の解釋のごとく未編戸村落といえるであろうか。確かに比治里のごとき村や地名標目の記載様式は、宍粟郡の他の里にもみられるが、他の諸郡もすべてこのやり方で統一されているのではないのである。村やその他の自然地帶の記載様式を播磨國全體にわたって郡単位に調べてみると、(一郡内では賀毛郡・美嚢郡を除きすべて統一されている。<sup>(16)</sup>) 次の三種類に分類することができる。

第一類 賀古郡、印南郡

(例) 賀古郡鴨波里  
タ  
土中

此里有舟引原

印南郡大國里  
タ  
土中

此里有山名曰伊保山

第二類 養磨郡、神前郡、託賀郡、

(例) 養磨郡巨智里  
草上村  
大立丘

所以云草上者……

所以稱大立丘者……

第三類 挿保郡、讚容郡、宍禾郡、

(例) 揿保郡香山里  
本名鹿  
來墓  
土下土  
(以下略)

家内谷  
(以下略)

佐々村  
(〃)

阿豆村  
(〃)

飯盛山  
(〃)

大鳥山  
(〃)

八木氏のあげられた比治里はこの第三類に入るわけであるが、この第三類は第一類と多少の違いはあっても大差はない

い。したがつて八木氏の如き觀點から論すれば、第二類の村も當然未編戸村落であるといえよう。しかし問題は第一類である。今あげた例についていえば、舟引原は鴨波里の里域内にあり、伊保山は大國里の里域内にあるという事を明記しているのである。そうなると第二類、第三類の村および自然地帶は、第一類と表現は異なつていても、同じ趣旨で記述されていると看做すべきであつて、そこに未編戸村落を想定することは原則として不可能なのではあるまいか。例えば飴磨郡亘智里についていえば、草上村と大立丘はただ亘智里の里域内にあることを意味しているにすぎないのである。

要するに、播磨國風土記記載の村は、まず通説のごとく普通の自然村落と考えるべきであつて、八木氏の如く、播磨國風土記の村の實態は未編戸村落であったと結論することは不可能であると思う。

つぎに、八木氏はかの某里某村の例をあげて、かかる村は、里の外にあって、しかも里に附屬している實例であると考へておられるようであるが、これも甚だ疑問である。例えば、

## 近江國犬上郡田鹿郷田鹿村

## 出雲國神門郡余戸里門立村

などの場合、郷或は「里」内の村まで正確に記述せんとする意圖が伺はれるのみであつて、村が郷域や「里」域の外にあると認定することは出來ないであろう。もしかゝる記載方式による村が里に附屬する未編戸村落を意味しているとすれば、田鹿村は同名の田鹿郷の郷域外にあることとなり、また門立村は五十戸未満の戸集團である余戸里と別在し、しかも「里」に附屬する村という妙なことになつてしまふからである。

以上八木氏のあげられた未編戸村落の實例については、大分問題があると思うのであるが、それでは未編戸村落の例をどこに求めたらよいであろうか。

一體、前項でも述べたように當時の村は、まず普通の自然村落が一般的なのであるから、この未編戸村落は特殊な場合であろう。従つてあまり多くの史料を期待することは無理であるが、まづそれと推定しうるものはないではない。

例えば、八木氏もあげられた續日本紀和銅二年十月庚寅條の

備後國葦田郡甲奴村 相去郡家 山谷阻遠百姓往還 煩費太多 仍割品遅郡三里 隸葦田郡 建郡於甲奴村  
とある甲奴村がそれである。こゝはまさに山谷阻遠の地であり、和銅二年に郡家がおかれ甲奴郡として建郡される以前は葦田郡に所屬はしていても、一里を形成せず村と呼稱されていたことは歴然たる事實である。尤もその建郡の具體的な事情は不明瞭であつて、甲奴村が單獨で一郡となつたのか、葦田郡の若干里と合同したものか、或はまた甲奴村より更に奥地に未編戸の村があつて、それらの村を合併したものかよくわからない。しかいざれにしても、大寶令が施行されて九年後に、備後國の邊境地帶に、里に編成されない村があつたことをこゝで確認すればよいであろう。

つぎに、同じく續紀和銅六年九月己卯條に

攝津職言 河邊郡玖左佐村 山川遠隔 道路嶮難 由是 大寶元年始建館舍 雜務公文 一准郡例 請置郡司 許之  
今能勢郡是也

とある玖左佐村であるが、これは前の甲奴村と非常によく似ている。この村は、朝日新聞社藏版續日本紀の同條に關する註によれば、「雄略紀來狹々村を作る。神名式攝津國能勢郡久佐々神社あり。攝津志に能勢郡宿野村舊名來狹々とあり、今豊能郡西郷村大字宿野是なり云々」とあって、古くから久佐々神社を中心にもつ自然村落であった。しかも右の雄略紀云々については、雄略紀十七年三月戊寅條に

詔土師連等 使進應盛朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾筈、仍進攝津國來狹々村、山背國內村、俯見村、伊勢國藤形

## 村、及丹波但馬因幡私民部 名贊土師部

とあるから、この村には早くから土師氏の私民部が居住し、恐らくこの久佐々神社を奉斎しつつ地縁的共同體を形成していたのであろう。かくの如く古い傳統を有するに拘らず、和銅六年九月まで河邊郡玖左佐村として据え置かれたのはこの村が「山川遠隔 道路險難」の地であり、かつ戸數が五十戸に遠く及ばなかつたからであると考えざるを得ない。

従つてこの玖左佐村は、未編戸村落の典型的な例であると思う。なお、こゝで興味深いのは、大寶元年に、この村に館舎を建てて、雜務公文は郡例に准じたといつてることである。これは、廿五戸以下の山谷阻險の村について古記が、保長を以て催駆すると述べてのことと思ひあわせて、一般に、未編戸村落の掌握をより徹底するためにとられた具體的な收取方法を示していふと考えられるのである。

なお玖左佐村は和銅六年に郡（恐らく能勢郡）に變つたのであるが、この間の事情は、甲努村の場合と同様明確ではない。ただ玖左佐村が玖左佐郡とよばれていないうところをみると、この村がそのまま郡に轉化したのではないことはほど明らかである。

さらに未編戸村落らしいものは、出雲國風土記からも抽出することが出來そうである。同風土記嶋根郡の海邊の地名記載の條に

美保浜	廣一百六十步	西有神社、北有百姓之家 捕志壁
質留比浦	廣二百廿步	南北神社、北有百姓之家 舟船可泊
玉結濱	廣一百八十步	有基石 又有百姓之家 東邊有龜砥
方結浜	廣一里八十步	有東西家

稻上濱 廣一百六十步

有百姓家

千酌濱 廣一里六十步

東有松林 方百姓之家 南方驛家 北

葦浦濱 廣一百廿步

有百姓之家

野浪濱 廣二百八十步

東邊有神社 又有百姓之家

大椅濱 廣一里二百八十步

西北有百姓之家

というように海邊の漁村についての記事がある。これらの「百姓之家」は——神社を中心とする地縁的共同體と考えられる——狹隘なる海濱に立地しており、當然戸數も少なく、未だ里に編成される以前の状態にあると推定できよう。

なお同じく出雲國風土記の意宇郡余戸里條に、「依ニ神龜四年編戸、大二里故云ニ余戸、他郡如レ之」という記事がみえる。これは要するに意宇、嶋根、楯縫、神門四郡の余戸里が神龜四年の編戸によつて、はじめて「里」に編成されたことを述べているのである。とすれば、逆にこれら四余戸里の前身は、未編戸村落であったと考えざるを得ないではないか。

以上私は未編戸村落と思われるものの若干を例示し、その實在をほゞ確かめたわけである。

ここにおいて、私は八木氏の所説の一部について疑問を提示したものの、その未編戸村落説を全體として展望するとき、かゝる村が實在したこと認めざるを得ないのであって、この事實の發見はとくに里制成立過程の一面を具體的に明らかにしたものとして高く評價さるべきであろう。

### 三、末編戸村落と余戸

なお最後にこの未編戸村落説に關連してどうしても取上げざるを得ない問題があるので、以下しばらく考えてみたい。

それは新野直吉氏が「戸令爲里條」後段に關する古記説の「不足廿五戸以上者 不置長 以保長催駆耳」という註釋について、全然別個の觀點から、それは特殊な戸集團である余戸に關する規定であると主張されているからである。<sup>(17)</sup>

これは當然、同じ古記説から未編戸村落を想定された八木氏の説と、對立することになる。

そこで新野氏の所説を簡単に紹介すると、まず出雲國風土記冒頭の

九郡 郷六十二里一百  
七十八 余戸四 驛家六 神戸七里一

という余戸の記載様式、および意宇郡余戸里條の「依神龜四年編戸 大二里 故云余戸」とある余戸の大きさに關する記事に基づいて、余戸は郷數の外にあって、令條のいう里ではないこと、および余戸は「里」とも本質的に違うものであると規定され、ついで、この郷にあらず里にもあらざる余戸の實態を追求し、結局、戸令爲里條に關する諸法家の註釋のうち古記の廿五戸以下の戸集團に關する規程（氏はこれを准里戸集團と看做しておられる）がそれに該當するといわれ、「何處かに求められなければならないとすれば、その法解釋にこそ、里に近似していく正式の里にあらざる、余戸という戸集團の成立の根據があるものと見るべきである」と結論されたのである。<sup>(18)</sup>

新野氏のこの「余戸論」は、從來殆んど問題としなかった戸令爲里條の古記説をはじめて正面から取上げてゐるのであって、この點、この論文のもつ意義は大きいといえよう。確かに余戸が大寶令下に法的に存在した事は、出雲國風土記や、賦役令仕丁條集解の古記説などから明らかであって、余戸を戸令爲里條によつて解釋してゆく場合には、まず古

記説をこそり上げなければならなかつたのである。にも拘らず、氏以前にこれが問題とされなかつたのは、氏もいわれているように、同條前段について古記が六十戸以上になつた場合は、三十戸宛二里に分立するというおよそ余戸とは縁遠い規定に幻惑されてしまつたからであろう。私も嘗て余戸について論じたことがあるが、その際専ら養老令の諸註釋をもとにして立論する誤りをおかしているので、こゝで舊説を訂正したいと思う。

さてそれでは、余戸は新野氏の考えられた如く廿五戸以内の準里戸集團とすべきであろうか。結論を先にいえば、私は氏の見解に全面的には賛成することは出来ないのである。以下その理由を二、三述べてみたい。

まず「不足廿五戸以上者云々」という古記説は、八木氏のいわれる如く、未だ里に編成されざる村落の規模とその支配方式について述べているのであって、余戸を指しているのではないと思うからである。普通、余戸は余戸郷、或は余戸里と稱されているが、これは現に里長乃至里正が置かれている編戸の戸集團であることを物語つてゐる。しかるにこの廿五戸以内の戸集團については「不置長 以保長催駆」すると古記は明記しているのであるから、兩者は本質的に性格を異にしていると考えざるを得ないのである。

つぎに、新野氏は出雲國風土記をもとにして、余戸は郷にあらず里にあらざる準里戸集團であると規定されたのであるが、この規定自體に問題がないであろうか。

氏のあげられた出雲國風土記冒頭の條文を見れば、確かに、余戸は郷ではなく、その枠外に余つて存在する戸集團であると認めるることは出來よう。しかしついで余戸は「里」<sup>（さとき）</sup>にも非ずとされ、結局それは郷でも「里」でもない、別箇のものであると規定されてゆく論理の展開の仕方には疑問を感じるのである。

一體「里」というものは、郷とは別の獨立した存在と看做し得るであろうか。もしそうならば、余戸を以て郷に非ず

「里」にも非ずと規定することは、余戸自體の獨白の性格を浮彫りすることにもなるであろう。しかし「里」は、實際には全く郷を前提とし、郷を機械的に二分乃至三分して設定されたものにすぎないのであるから、郷に對していかなる独立性をも有しないのみならず、その設置期間も僅か廿數年にすぎないのである。従つて余戸の本質を考えてゆく場合に（余戸の設置期間が郷里制實施期間と密接な關係があれば別であるが）「里」と比較することは、大して意味のあることとは思えないのであつて、まず余戸が郷と區別されているのであるから、その事の意味を考え、必要が起れば「里」との關係を考えるという順序をふんで考察すべきであろうと思う。

そこで余戸と郷の關係であるが、今、余戸は郷に非ずと記したが、實際には大寶令施行時において、例えば、山背國愛宕郡余戸郷（神龜二年）、河内國石川郡余戸郷（天平五年）のことく、余戸で郷を稱する例がいくつかあつて、たゞ戸は郷に非ずと簡単に考えることは許されないのである。

新野氏もこれらの余戸郷について言及され、「事實倭名抄においては余戸は郷名となつてゐるし、其他にも余戸郷なる地名は存在したのである。だが、これは余戸のあつたことから、それがその土地の地名に轉化したために生じた郷名であつて、決して余戸が郷であったということの證據になるものではないのである。<sup>(19)</sup>」といふように解釋されている。しかしこの解釋は正しいであろうか。

戸令爲里條によれば、里には二つの型があることが知れよう。一つは、戸數が五十戸に達し、里長が置かれた正規の里であり、いま一つは、山谷阻險の地にあって、戸數は五十戸に及ばないが、里長は任命されている特別編成の里である。ところで余戸は五十戸に満たない戸集團であることは明らかであつて、當然、正規の里となり得る條件を缺いてゐるから、正規の里としての余戸郷の成立する余地は全くないといつてよからう。

しかし、だからといって余戸は同時に、特別編成の里にもなり得ないと結論する必要はないのである。否、余戸の多くは山間僻地に立地していることが次第に立證されつつあるから<sup>(20)</sup>、むしろ特別の里として編成される可能性は充分にあるわけである。私は右に引用した余戸郷とは、實はかかる特別の里（郷）として成立したものであると考えたい。新野氏のいわれるよう、單にその土地の地名に轉化したから郷名を稱したというようなものではないと思うのである。余戸が郷を稱したことの意義は、この戸集團が未編戸村落の狀態を脱して一郷として編成され、里長を通して國家の支配を受けけるようになったことにあると考えるべきである。

以上私は新野氏の余戸論に必ずしも従ひ難い理由を若干述べたのであるが、同時に私自身の考え方も多少明らかにしたつもりである。そこで進んで、今度は余戸に關する法規定を探してみたいと思う。

當面、問題とすべきは、戸令爲里條の古記説であることは既に記したところであるが、その前段に關する古記説は六十戸になった時は三十戸宛二里に均等分するといつてるので、こゝから余戸を導き出すことは出來ない。問題は矢張りその後段、即ち

古記云。隨便量置。謂。廿五戸以上。但不足廿五戸以上者。不置長。以保長催駄耳。

にある。このうち廿五戸以下の場合に余戸が成立すると、新野氏は主張されたのであるが、その然らざる所以は既に述べた通りである。

とすれば、どうしても「隨便量置。謂。廿五戸以上。」の方にこそ余戸成立の法的根據を求めるを得ないのであろう。即ち廿五戸以上の「山谷阻險」の地の戸集團が余戸として設定される可能性が濃いのである。

ところで私はそれには充分な根據があると思う。例えば、既に記したように大寶令施行期における余戸の例をみると

と、實際には、單に余戸とは稱されず、余戸郷もしくは余戸里と記されている。これはとりもなおさず余戸が郷もしくは「里」として編成されていることを物語つてゐるのである。一方、古記は、廿五戸以上の戸集團をもつて、特別に一里と認めており、しかもその場合、特に郷にするとも、「里」にするとも斷つていなければ、郷里制の施行期間は、各地の余戸の大きさによつて、郷、「里」いずれをも稱し得たであらう。この古記説の戸集團（特別編成の里）と余戸とは、この點から考えても對應關係にあることがしれよう。

つぎに余戸の規模から兩者の關係を検討してみよう。

例えは新野氏の問題にされた出雲國風土記の意宇郡余戸里に關する「依神龜四年編戸 大二里 故云余戸」という記事は余戸の規模を記しており、それは「里」にして二つの大きさであると解釋することが出来るならば、余戸は、問題なく古記の廿五戸以上の戸集團に該當することになるであろう。

もしまだこの「大二里」が「立一里」の誤記であつたとしても、この一里の戸數はかなり多かつたらしいことは、意宇郡の余戸里が後に筑陽郷に昇格していることからそれと推察することができよう。尤もその場合筑陽郷に昇格した時期は不明であるから、そこから意宇郡余戸里の戸數を云々することは問題があるかもしれない。

ところが、同じく神龜四年に設置された神門郡の余戸里は、その規模をより明確に傳えてくれるのである。即ちこの余戸里は出雲國風土記勘造の天平五年から、僅か數年後の天平十一年には伊秩郷に昇格しており、しかもこの伊秩郷は坂奈里、坂本里の二里からなつていていたことがしられるのである。僅か數年間で人口が急に増大したとは考へられないから、この伊秩郷の規模はそのまま神門郡余戸里の規模であったと看做すことができよう。なおまた、同風土記によればこの余戸里は門立村という村を内に含んでいたことも判明するのであって、かれこれ考え併せると、神門郡の余戸里は、そ

れこそ「大二里」にふさわしい規模のものであったといえるであろう。

さらに問題とすべきは、賦役令仕丁條集解古記説の「間 余戸二里 合滿五十戸 差仕丁不 答合差」という記事で、これも余戸の規模について具體的に記しているのである。

新野氏はこの古記説から「余戸二つで五十に満たないのが通常であることを示すものであるとすると、一つで廿四戸以下即ち廿五戸未満であるという余戸の戸數は、私が爲里條集解古記の、結句の解釋の中に見出して余戸成立の根據と見た、この廿五戸未満の「准里戸集團」の戸數と全く一致するものである<sup>(21)</sup>」といわれているが、私はこの解釋には疑問をもつのである。氏はこれを余戸が二つで五十戸になるかならないかというふうに解釋されてゆくのであるが、余戸が二つ<sup>(22)</sup>といふことが具體的に何を意味しているのかが不明である。大體、余戸は一郡に一つといふのが原則であると思われるから、余戸が二つとすれば、當然二郡にわたってしまうこととなり、しかも隣郡に余戸が必ず存在するとは限らないのであるから、このような不自然な例を以て古記が仕丁問題を論じたはどうしても思えないのである。

私はこの古記説は次のとく解釋したい。即ち、當時の通念では標準型余戸は二「里」位の大きさであって、當然五十戸には達しないから、本來ならば仕丁を出す必要はないのであるが、後に戸口増益等に伴なう分析によつて戸數が増加して終に五十戸になった場合、しかも造籍の年に當らず、正規の郷に編成替えの行われる前という特殊な状況のもとにおいて仕丁を出すか出さないかを論じたものである。

この場合この里を郷里制の「里」とみるのであるが、果して右のことき解釋が可能であるとすれば、こゝでも余戸里の規模が二里位のものであつたと考えることが出来るであろう。

以上二、三の例をあげてみたが、その結果は、余戸里は廿五戸以内と考えるよりは、むしろ廿五戸以上と考える方が

辻棲が合うのであって、この點からみても、余戸は戸令爲里條古記の「廿五戸以上」の場合に設置されたと看做することが出來よう。

それでは養老令下において余戸は成立したかどうかを最後に考えてみたい。戸令爲里條後段の義解は

若満十戸者 依上法立別里 若不満者伍相保附於大村

といつてゐるが、このうち十戸未満の場合は大村に附屬させるのであるから問題にはならないが、十戸以上の場合は、六十戸以上の大村が生じた場合と同様に、別に里を立てる事がみとめられており、またこの里は、大寶令下の廿五戸以上の場合に對應して義解に記されているのであるから、養老令施行期においては、十戸以上の山谷阻險の村が出じた場合に、矢張り余戸が設置されたと考えて差支えないのでなかろうか。

以上を要約すれば、余戸は大寶令施行期においては、山谷阻險の地において、廿五戸以上の戸集團があるとき、特別編成の里——郷里制實施期間は、余戸郷或は余戸里——として設置され、養老令が施行されると、十戸以上の戸集團が生じた場合に、特別編成の郷として設定されたということになるであろう。

たゞしかし、廿五戸以上或は十戸以上の山谷阻險の地の戸集團は全部余戸とされたかといえば、實際には、そうではなかつたと思う。なんといつても余戸は一郡に一つしか設置されなかつたのであるから、同一郡内にかかる戸集團が二つ以上存在した場合には、そのうちの一つを除いて、他の戸集團は、特別編成の里ではあるが、固有の名稱がつけられたと考えられるし、また場合によつては、そのような戸集團が事實存在しても、終に余戸は設定されずじまいに終つてしまつたこと也有つたであらう。

## おわりに

史料に現れた奈良時代の村を考察してみて、私はその根強い生命力に改めて驚かざるを得なかつた。そして、今、古代村落の全貌を明らかにしたい衝動にかられるのであるが、それにしても、私にとって、當面なすべきことは、より基礎的な研究、即ち史料に現れる村はいかなる意味をもつてゐるのかということ、およびそれらの村が具體的に郷里制村落制度とどのような關係を示しているのかというような問題であった。そこで本稿では、特に八木氏および新野氏の新説に啓發されつゝ、私なりに右のような觀點から一應の整理を行つてみたわけである。

しかし、序文でも断つたように、奈良時代中期から姿を現わす墾田關係の村についてはなお問題が残つてゐるし、また、小稿の中にも論證が誤つていたり、簡略にすぎている點も多々あることと思う。これらの點について御指摘なり御教示なりをえられゝば幸いである。

### 註

- (1) 石母田正氏「古代村落の二つの問題」(歴史學研究 十一ノ十・十一)  
清水三男氏「奈良時代の村」(「上代の土地關係」所収)
- (2) 岸俊夫氏「古代村落と郷里制」(「古代社會と宗教」所収)
- (3) 村山光一「郷里制について」(史學 三十一ノ一一四)
- (4) 直木孝次郎氏「桓武朝における政治權力の基盤」(歴史學研究 一二一八)
- (5) 八木充氏「奈良時代の村について」(續日本紀研究 七ノ九)

## 嵯 桓 光 稱 孝 聖 元

## 峨 武 仁 德 謙 武 明

弘	"	"	"	"	"	延	"	寶	"	景神	"	"	神天勝天	"	"	天平	"	"	和銅
仁	"	"	"	"	"	曆	"	龜	"	雲護	"	"	護平寶平	"	"	十二	"	六	二
一	十	八	六	二	〇	三	三	五	三	"	二	二	一	一	五	四	十二	一	一
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
九	二	三	一	二	一	五	〇	四	"	八	五	〇	八	八	八	八	一	〇	九
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
三	二	二	一	一	二	一	二	一	二	"	二	二	二	二	一	五	二	三	九
二	二	二	五	〇	〇	六	三	〇	八	三	五	一	五	二	三	九	二	一	八

大 豊 甲 山 讀 伊 山 " 大 常 下 美 紀 山 攝 近 肥 大 攝 備  
和 前 斐 背 岐 賀 背 " 和 陸 總 作 伊 城 津 江 前 倭 津 後  
國 國 國 國 國 國 國 國 國 國 國 國 國 國 國 國 國 國 國 國

添	宇	都	葛	寒	乙	葛	高	新	結	勝	海	綴	甲	松	山	河	葦
上	佐	留	野	川	訓	下	市	治	城	田	部	喜	賀	浦	邊	邊	田
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡

越	村	楮	都	宇	岡	阿	長	國	川	小	鹽	岸	甲	奴	村	玖	左	佐	
田	村	田	留	太	田	保	岡	中	曲	鹽	田	村	松	御	島	竹	翁	村	
村	村	村	村	村	村	村	村	村	鄉	村	村	村	井	津	長	翁	村		
									受										
									津										

和名鈔の郷名と一致	和名鈔の郷名と一致	和名鈔の郷名と一致	和名鈔の郷名と一致
-----------	-----------	-----------	-----------

直木氏	前掲論文	三六頁
岸氏	前掲論文	二五二頁
"	"	
八木氏	前掲論文	二五一頁
例え、出雲國風土記によると、		
年にそれぞれ里制が施行された		

例えば、出雲國風土記によると、神龜四年に編戸があり、また播磨國風土記によれば、石作里は庚午年、少宅里、小川里は庚寅年にそれぞれ里制が施行されたことがわかる。

(12) 八木氏 前掲論文 四頁

(13) 門脇禎一氏「上代の地方政治」(「古代社會と宗教」所收) 一七七頁

(14) 清水三男氏「莊園文書に現れた村」(「日本中世の村落」所收) 九二二頁

(15) 竹内理三「正倉院戸籍調査概報」(史學雜誌 六九ノ一)

(16) 賀毛郡の地名記事の記載様式は書式に統一がない。また美濃郡の場合は、里内の地名記事がないので不明である。

(17) 新野直吉氏「余戸論」(史林 四三ノ五)

(18) " " 五〇頁

(19) " " 四三頁

(20) 新野氏 前掲論文

村山 " 等

(21) 新野氏 前掲論文 五〇頁

(22) 村山 前掲論文